

生かしてます

あなたの税

児童・生徒一人一人にきめ細やかな教育を ～学生ボランティア補助教員事業～



校外学習「まち探検」の様子

「学生ボランティア補助教員事業」は、市が文教大学等の協力を得て、教員を目指す学生を市内の小・中学校に補助教員として配置し、よりきめ細やかな教育を実現するために実施しているものです。

昨年度は、約30人の学生が補助教員として参加しました。今年度で6年目を迎えます。

補助教員としての主な活動は、①授業での教科指導補助、②放課後の補習指導補助、③給食や清掃などの指導補助、④部活動における技術指導補助、⑤生徒指導に関する支援、⑥休み時間での子どもたちとのふれあい、などです。

子どもたちからは、「授業で分からないことが気軽に聞ける」「見本を見せてくれたり、技術的なことを教えてもらったりして部活動が楽しい」などの声が数多く上がっています。

本年度の学生ボランティア補助教員事業費は1,056千円で、市民一人当たり換算すると約13円（平成19年5月1日現在の人口を基準に算出）となります。

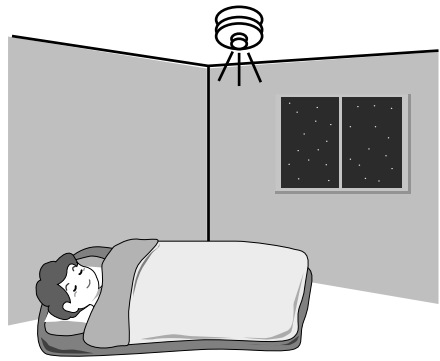
今後も、子どもたちが、「分かった」「できた」という喜びや達成感を味わい、楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、本事業の一層の推進に努めていきます。

図指導課 ☎ ☎ 358

生涯学習・まちづくりQ&A

住宅用火災警報器は付いていますか？

住宅火災による死者が急増しており、建物火災による死者が約9割に及びます。死者の半数以上が高齢者で、死に至った原因の約7割は、逃げ遅れとなっています。火災を早期に見出し、逃げ遅れを防ぐために警報器を設置することになりました。



つ下の階段（屋外に設置された階段を除く）、また、寝室が避難階（1階）のみにある場合は、居室のある最上階の階段
④右記①②で火災警報器を設置する必要がなかった階で、就寝に使用しない居室（床面積が7平方メートル以上）が5部屋以上ある階の廊下
悪質な訪問販売（不適正な価格・無理強い販売など）にご注意ください。火災警報器は、クーリングオフの対象です。

◎どの家にも必要なの？また、いつまでに設置しないといけないの？
A すべての住宅に設置が必要です。新築住宅は、平成18年6月1日から設置が義務付けられています。既存住宅は、平成20年6月1日までに設置しなければなりません。（自動火災報知設備またはスプリンクラー設備が設置されている場合は、設置の必要はありません）

◎火災警報器の設置場所は？
A ①寝室（普段就寝している部屋）のことで、来客用の部屋は除きます
②寝室がある階の階段
③3階建て以上の場合は、右記①②のほかに寝室がある階から、2

消防本部予防課 ☎ 996-0134
住宅用火災警報器相談室 ☎ 0120-565-911 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝・休日、正午～午後1時を除く）

教育委員会

市内小中学校で交通安全教育に取り組んでいます

安全教育の推進



交通指導員による自転車の乗り方指導

小学校では、第1学期の間に、安全な歩行や正しい自転車乗りができるように、交通安全教室を実施しています。交通指導員さんを始め、交通安全協会や保護者の方々の協力により、児童や地域の実態に応じ、体験活動等、内容を工夫し、進められています。



警察の方から交通安全についてのお話

より良いマナーの実践ができるよう、継続的な交通安全教育を行っています。子どもたちは、これら

らの学習を通し、交通安全の大切さと交通事故の怖さを実感し、自分の命や家族、友だちの命を守るため、ルールやマナーを守ろうとする心や態度を養っていきます。学校で学んだことが、家庭を中心とした地域での生活にも生かされることを願っています。

図指導課 ☎ ☎ 358

ネットの知識

有料サイトの不当請求は無視が一番！

「相談事例」 (20代男性)
パソコンで、ネットサーフィンをしていて、アダルトサイトに入り、女性の画像をクリックした。「あなたは18歳以上ですか？18歳以上の方のみご利用ください」とあったので、「OK」をクリックしたとたん、「登録を完了しました。登録料4万9千円を2日以内に振り込んでください」という大きな赤字が画面に出た。慌てて画面を閉じたが、有料だとわかっていけばクリックしなかった。支払わなければならないのか。

契約が成立したとは言えず、料金を支払う必要はありません。もし、利用したときに登録料についての表示があっても、紛らわしくわかりにくいものであれば、錯誤による無効が主張できます。

最初のクリックで年齢認証や規約が表示されて、次のクリックで登録完了とする、いわゆるツクリック詐欺です。平成13年に施行された「電子消費者契約法」では、申し込みの内容（利用内容、料金等）を確認できる画面を業者が用意しない場合、消費者の操作ミスによる契約は無効としています。業者が「電子消費者契約法」を守っているからOKボタンをクリックした時点で契約は成立」と画面で主張してきても、このよう

な場合、契約が成立しているとはいえず、支払いの義務は生じません。業者に連絡をとることは禁物です。「利用していない」旨や苦情の返信メールを送ることにより、業者から「反応のある人」と見られ、更にメールや請求が来るようになったりします。また、電話で連絡をとることにより、住所や氏名や勤務先などの個人情報や巧みに聞き出されてしまうこともあります。無料だと思っただけで、次のクリックで登録完了とされるのであれば、業者の要求は無視することが一番です。

不当な請求には安易に応じず、困ったときは、市や県の消費生活相談窓口にご相談ください。

解説

契約は、当事者同士でどのような内容にするか合意があって、初めて成立します。相談事例は、有料サイトを利用するとの意思がないため、

図商工振興課 ☎ ☎ 336 (市の消費生活相談は、月・火・木曜日(祝日の場合はその翌日)、午前10時～正午、午後1時～4時、市役所3階消費生活相談室)、県消費生活支援センター 春日部 ☎ 048-734-0999

漫画図書部門
1位「ドラえもん 胸キュン感動編」 藤子・F・不二雄 著
2位「ドラゴンボール 巻25」 鳥山 明 著
3位「あたしんち」 1 けら えいこ 著

ビデオ・DVD部門
1位「ドラえもん のび太の恐竜(ビデオ)」 2位「新きかんしゃトーマス 4(ビデオ)」 3位「のりもの探検隊」 (ビデオ)
CD部門
1位「ドリマージュ」(下りカクカトット) 2位「BIG MACHINE」, BZ 3位「全曲集」 ちあき なおみ
休館日のお知らせ
八幡・八条両図書館 7月2日(月)

BOOKS
図書館だより
八幡 ☎ 995-6215
八条 ☎ 994-5500